

# 求職者支援制度及び特例措置の概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講し、**再就職、転職、スキルアップ**を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、**離職して収入がない者を主な対象**としているが、**収入が一定額以下の場合**は、**在職中に給付金**を受給しながら、**訓練を受講**できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

## ○ コロナ禍で講じている特例措置（令和5年3月末までの時限措置）

給付金の本人収入要件	<p><b>月8万円以下</b> → <b>シフト制で働く方などは月12万円以下</b> → 期限到来をもって廃止</p> <p>※ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくする</p>
給付金の世帯収入要件	<p><b>月25万円以下</b> → <b>月40万円以下</b> → 期限到来をもって廃止</p> <p>※ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくする</p>
給付金の出席要件	<p><b>病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認める</b></p> <p>→ <b>理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める</b> → 期限到来をもって廃止</p> <p>※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくする</p> <p>※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額</p>
訓練対象者	<p><b>再就職や転職を目指す者</b> → <b>転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を加える</b> → 訓練対象者として追加</p> <p>※ 働きながら訓練を受講して正社員転換などを目指す非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進する</p>
訓練基準	<p>訓練期間：<b>2か月から6か月</b> → <b>2週間から6か月</b></p> <p>訓練時間：<b>月100時間以上</b> → <b>月60時間以上</b> } → 2024(令和6)年3月31日まで期限延長</p> <p>※ 働きながら受講しやすく短い期間、時間の訓練コースを設定する。併せてオンライン訓練の設定を促進する</p>

※ 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用